

霧島市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成17年霧島市告示第41号）の一部を改正する告示

改正後	改正前																				
<p>○霧島市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月7日 告示第41号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年7月10日告示第263号 改正 令和2年3月31日告示第100号</p> <p style="text-align: center;">(※中略)</p> <p>(参加対象競争入札)</p> <p>第3条 共同企業体に参加することができる競争入札は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定める建設工事に係る競争入札とする。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体 次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事金額以上の金額に係る建設工事で技術的難易度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、せき、トンネル、ダム、空港、港湾、下水道等の土木構造物、大規模な建築物及び大規模な設備等に係る建設工事をいう。）</p>	<p>○霧島市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月7日 告示第41号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年7月10日告示第263号</p> <p style="text-align: center;">(※中略)</p> <p>(参加対象競争入札)</p> <p>第3条 共同企業体に参加することができる競争入札は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定める建設工事に係る競争入札とする。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体 次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事金額以上の金額に係る建設工事で技術的難易度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、せき、トンネル、ダム、空港、港湾、下水道等の土木構造物、大規模な建築物及び大規模な設備等に係る建設工事をいう。）</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">建設工事の種類</th> <th style="width: 30%;">工事金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）</td> <td style="text-align: center;">おおむね 2億円</td> </tr> <tr> <td>ダム工事及びトンネル工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 2億円</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 2億円</td> </tr> <tr> <td>その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 1億円</td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	工事金額	土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）	おおむね 2億円	ダム工事及びトンネル工事	おおむね 2億円	建築一式工事	おおむね 2億円	その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事	おおむね 1億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">建設工事の種類</th> <th style="width: 30%;">工事金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）</td> <td style="text-align: center;">おおむね 3億円</td> </tr> <tr> <td>ダム工事及びトンネル工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 3億円</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 3億円</td> </tr> <tr> <td>その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事</td> <td style="text-align: center;">おおむね 1億円</td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	工事金額	土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）	おおむね 3億円	ダム工事及びトンネル工事	おおむね 3億円	建築一式工事	おおむね 3億円	その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事	おおむね 1億円
建設工事の種類	工事金額																				
土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）	おおむね 2億円																				
ダム工事及びトンネル工事	おおむね 2億円																				
建築一式工事	おおむね 2億円																				
その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事	おおむね 1億円																				
建設工事の種類	工事金額																				
土木一式工事（ダム工事及びトンネル工事を除く。）	おおむね 3億円																				
ダム工事及びトンネル工事	おおむね 3億円																				
建築一式工事	おおむね 3億円																				
その他の工事のうち、設備工事（電気工事管工事等）及び造園工事	おおむね 1億円																				
<p>(2) 経常建設共同企業体 全ての建設工事</p> <p style="text-align: center;">(※中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の隼人町建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成11年隼人町告示第21号）又は解散前の国分・隼人公共下水道組合建設工事に関する建設共同企業体取扱要領（平成元年国分・隼人公共下水道組合要領第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>(2) 経常建設共同企業体 全ての建設工事</p> <p style="text-align: center;">(※中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の隼人町建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成11年隼人町告示第21号）又は解散前の国分・隼人公共下水道組合建設工事に関する建設共同企業体取扱要領（平成元年国分・隼人公共下水道組合要領第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。</p>																				

附 則（平成18年7月10日告示第263号）

この告示は、平成18年7月10日から施行する。

附 則（令和2年3月 日告示第 号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（略）

附 則（平成18年7月10日告示第263号）

この告示は、平成18年7月10日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（略）